**業務委託契約書（長期継続契約）**

収　入

印　紙

令和４年１０月１日適用

１　委託業務の名称

２　履　行　場　所

３　履　行　期　間　　　令　和　　年　　月　　日　から

令　和　　年　　月　　日　まで

４　業 務 委 託 料　　 　　　　　　　　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　 　　　　　　　　　　　　円）

５　契約保証金　 　　免除

上記の事業について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　　本契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有するものと

する。

令和　　 年 　　月 　　日

　　　　　　　　　発注者　　住所　　長野県塩尻市大門七番町３番３号

　　　　　　　　　　　　　　氏名　　塩尻市長　　　百　　瀬　　　敬

受注者　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

（総　則）

第１条　受注者は、この契約書、仕様書及び発注者の提供する資料等に基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の履行期間までに、当該委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

（業務工程表）

第２条　受注者は、この契約締結後、速やかに、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、その業務内容が軽微なもの等、発注者がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第４条　受注者は業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（特許権等の使用）

第５条 受注者は、業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（監督員）

第６条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

２　監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1)　発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は第７条に定める受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2)　この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3)　この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4)　業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調

　査

３　発注者は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この約款に定める書面の提出は、契約代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及び別に設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（業務責任者）

第７条　受注者は、業務の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

２　業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、第９条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（業務の調査等）

第８条　発注者は、必要と認めるときは、業務に関して、受注者に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができるものとする。

（業務責任者等に対する措置請求）

第９条　発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第４条の規定により受注者から業務を委託された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。

（業務内容の変更等）

第10条　発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　受注者は、業務について仕様書等の不備、不測の支障の発生、その他正当な理由があるときは、理由を記した書面により直ちに発注者に対し業務の内容の変更を請求することができるものとする。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（履行期間の延長）

第11条　受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間までに業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における履行期間の延長日数は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（危険負担）

第12条　第14条の規定による目的物の引渡し前に生じた損害その他業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、受注者の負担とする。

２　発注者及び受注者双方の責に帰することができない事由により、引渡し前に目的物が滅失し、損傷した場合には、発注者は契約を解除できる。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第13条　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合は、業務委託料（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）につき延滞日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）に相当する遅滞違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

２　発注者の責めに帰すべき事由により、第15条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、契約日における、支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）を遅延利息として発注者に請求することができるものとする。

（検査及び引渡し）

第14条　受注者は、 業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

２　発注者は、 前項の業務完了報告書を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

３　受注者は、前項の検査の結果不合格となり、 発注者から期限を指定して補正を命ぜられたときは、 受注者は、自己の負担でその指定期間内に補正して、発注者の検査を受けなければならない。この場合における発注者の検査については、前２項の規定を準用する。

４　発注者の検査に合格したときは、受注者は、遅滞なく目的物を発注者に引渡すものとする。

（業務委託料の支払）

第15条　受注者は、前項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。

２　発注者は、前項の定めにより、受注者から適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（発注者の解除権及び違約金）

第16条 　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なく履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3)　正当な理由なく、第19条第1項に定める追完がされないとき。

(4)　受注者が次のいずれかに該当するときは、前項の催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　発注者は、 業務が前項に規定する場合のほか、完了するまでの間は、必要があるときは、契約を解除することができるものとする。

３ 受注者は、第１項の規定により契約を解除された場合は、業務委託料（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の10分の1の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

４　第１項の定めにより契約を解除した場合において発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。損害額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

５　第１項または第２項の規定により契約を解除した場合において、発注者は、必要があるときは、既済部分の引渡しを受注者に請求することができるものとする。

　この場合において、発注者は、その既済部分に対する業務委託料相当額を支払うものとし、支払額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

６　前項の場合第14条及び第15条の規定を準用する。

７　発注者は、第１項各号に掲げる事項が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約を解除することができない。

　（談合その他不正行為による解除）

第16条の２　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

２　前条第３項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

　（受注者の解除権）

第17条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　第10条又は第21条の規定により業務内容を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

(2)　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（秘密の保持）

第18条　受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

（契約不適合責任）

第19条 発注者は、目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる追完を請求することができる。

２　前項の場合において、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　第１項の規定による追完請求は、その不適合を知ってから１年以内にこれを行わなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第20条　この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算の減額又は削除があった場合において、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、損害が生じたときは、発注者にその損害を請求することができる。この場合における損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第21条　受注者は、この契約に関して第16条の２第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約代金額の10分の１に相当する賠償金に契約金額の支払いの日から当該賠償金の支払い日までの日数に応じ、契約日における、支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）の利息を付して支払わなければならない。ただし、第16条の２第1項第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、この契約により履行が完了した後においても適用するものとする。

３　第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（規定の適用）

第22条　この契約に定めるもののほか、塩尻市財務規則（昭和55年塩尻市規則第9号）の定めるところによる。

（疑義の決定）

第23条　この契約書に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。